

外国へ出願の秘密 審査

北京市德恒(DeHeng)

法律事務所

孟勇



秘密審査と関する特許法条文

- 中国專利法 第20条 いかなる単位又は個人も中国で完成した発明又は実用新案を外国に特許出願する場合、まず報告して国務院特許行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持審査の手続、期限などは国務院の規定に従い執行する。
- 中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づいて、特許の国際出願をすることができる。出願人が特許の国際出願をする場合、前項の規定を順守しなければならない。
- 国務院特許行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき特許の国際出願を処理する。
- 本条第一項の規定に違反して外国に特許出願した発明又は実用新案について中国で特許出願した場合、特許権を付与しない。
- 中国專利法 第71条 本法20条の規定に違反して外国に特許出願をし、国家秘密を漏洩した場合、所属単位又は上級主管機関が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

外国出願秘密審査の対象

対象：発明、実用新案

秘密審査と関する專利法実施細則

■ 第七条

特許出願が国防利益に関わり、機密保持の必要がある場合は、国防特許機関が受理したうえ審査を行うものとする。國務院特許行政部門が受理した、国防利益に関わり、機密保持の必要がある特許出願は、適時に国防特許機関に移行して審査を行わなければならぬ。国防特許機関の審査を経て拒絶理由が見つからなかつた場合、國務院特許行政部門より国防特許権の付与決定を行う。

國務院特許行政部門は、その受理した発明或いは実用新案の特許出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に關わり、機密保持の必要があると考へる場合、適時に機密保持特許出願として取り扱う決定を下し、出願人には通知しなければならぬ。機密保持特許出願の審査、再審及び機密保持特許権の無効宣告にかかる特別手続きについては、國務院特許行政部門が規定する。

秘密審査と関する專利法実施細則

■ 第八条

專利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案を言う。

いかなる単位又は個人が中国において完成した発明又は実用新案を持って外国に特許を出願する場合、下記に挙げる方式の何れか一つによつて國務院特許行政部門に機密保持の審査を請求しなければならない。

- (一) 直接に外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出場合、事前に國務院特許行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない
- (二) 國務院特許行政部門に特許を出願した後外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する場合、外国に特許を出願する或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出する前に國務院特許行政部門に請求を申し立てなければならない。

國務院特許行政部門に特許の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を出したとみなされる。

秘密審査と関する專利法実施細則

■ 第九条

国務院特許行政部門は、本細則第八条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明又は実用新案が国家の安全又は重大利益に係わる可能性があり機密保持の必要があると認められた場合、適時に出願人に機密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から4ヶ月以内に機密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。

国務院特許行政部門は前項の規定により機密保持審査を行う場合、機密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6ヶ月以内に機密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明又は実用新案を持って外国に特許の出願或いは関連する外国機構に特許の国際出願を提出することができる。

秘密審査の時間

■提出日から 4 カ月以内

(機密保持審査通知を受け取っていない)

■提出日から 6 カ月以内

(機密保持必要の決定を受け取っていない)

実際にはもっと短い



Thank You